

01079

# 鳥取縣公報

縣 令

## 鳥取縣令第六十三號

生活保護法施行細則を次のやうに定める。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敏 三

### 生活保護法施行細則

第一條 市町村長は保護を受ける者につき様式第一號により保護臺帳を作成しなければならない。

第二條 市町村長は民生委員に對する手當その他の給與の額及び支給方法について、あらかじめ知事の認可を受けなければならない。

第三條 市町村長は醫療又は助産のため醫師、齒科醫師、藥劑師又は産婆を指定したときは、これを告示しなければならない。

昭和二十一年十月一日 外 火曜日

本書ノ大きサハ國定規格A5刊

第四條 醫療に用ひる醫療券、藥劑券及び助産に用ひる助産券は様式第二號により作成しなければならない。

第五條 保護のため支出する費用、生活保護法第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定により葬祭のため支出する費用の基準は別に之を定める。

第六條 市町村長は保護實施狀況を毎年度十月十日までにその前月までの六箇月間分を四月十日までにその一箇年間分を様式第三號により作成し知事に報告しなければならない。

第七條 市町村長は保護に要する費用が縣の負擔となるべき者の保護をなしたときは、その者の保護臺帳の謄本を添付し、直にその旨知事に報告しなければならない。市町村長が前項の保護の廢止、停止又は變更をなしたときは直ちにその旨知事に報告しなければならない。

第八條 市町村長が、縣が負擔する費用の繰替支辨をなし

たときは、毎度十月及び四月の各十日までに、様式第九號により計算書及び支出に關する證書書類を添付し、何事に辨償を請求しなければならない。

第九條 市町村長は、様式第五號により翌年度の保護費收支豫定計算書を作成し、市町村歳入歳出豫算抄本(保護費に關係ある分)を添付し毎年度二月二十日までに、知事に提出しなければならない。

第十條 保護施設の創設費、改良費、擴張費、修理工費及びこれに伴ふ初度調辨費に對し國庫並に縣の補助を受けんとするときは、様式第六號により保護施設の設置計畫書を作成し毎年度四月十日までに、知事に提出しなければならない。

第十一條 年度が終了したときは、様式第七號により保護費補助精算書を作成し、その年度の市町村歳入歳出決算抄本(保護費に關係ある分)並びに様式第八號により保護施設の事務費に對する國庫並に縣補助の基本となつた額の算出調書を添付し、六月十日までに、知事に提出しなければならない。

第十二條 保護施設の創設費、改良費、擴張費、修理工費及

びこれに伴ふ初度調辨費に對し補助を受けた施設がその設備を完了したときは、様式第九號により精算書を作成し、設備が完了してから十五日以内に知事に提出しなければならない。

第十三條 私人の設置する保護施設に關して、その設置者又は保護施設の長から知事に提出する書類は、その所在地の市町村長を経由しなければならない。

附 則

第十四條 この縣令は生活保護法施行の日からこれを施行する。

第十五條 救護法施行細則、軍事扶助施行細則、母子保護法施行細則、醫療保護法施行細則及び戰時災害保護法施行細則はこれを廢止する。

第十六條 昭和八年縣令第二十七號兒童虐待防止法施行細則の一部を次のやうに改正する。

第八條中「救護法施行細則第五條、第六條、第八條及第九條の規定を準用す」とあるを「昭和二十一年鳥取縣告示第四〇〇號生活保護法による保護等のために支出する費用の基準」に改める。

様式第一號

保 護 臺 帳

市町村名

第 號		昭和 年 月 日	附 申 請 現 在 地	氏 名	世帯主	主 帯 世	保 護 の 種 類 (法 條)	保 護 の 程 度	保 護 の 方 法	保 護 の 開 始 及 び 廢 止 日	居 住 期	摘 要
保 護 受 け 手 の 世 帯 成 員				保 護 受 け 手 の 世 帯 成 員								
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品		内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品		内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品		内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品		内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品		内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品		備 考
内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	内 親 族 等 の 住 送 り 助 金 品	
支 入		支 入		支 入		支 入		支 入		支 入		備 考
支 入	支 入	支 入	支 入	支 入	支 入	支 入	支 入	支 入	支 入	支 入	支 入	
内 勤 勞 收 入		内 勤 勞 收 入		内 勤 勞 收 入		内 勤 勞 收 入		内 勤 勞 收 入		内 勤 勞 收 入		備 考
内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	内 勤 勞 收 入	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 飲 食 物 費		内 飲 食 物 費		内 飲 食 物 費		内 飲 食 物 費		内 飲 食 物 費		内 飲 食 物 費		備 考
内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	内 飲 食 物 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 被 服 費		内 被 服 費		内 被 服 費		内 被 服 費		内 被 服 費		内 被 服 費		備 考
内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	内 被 服 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	
内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		内 醫 療 費		備 考
内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	内 醫 療 費	
支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		支 出		備 考
支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	支 出	

記載上の注意

- 一、「保護の種類」は生活扶助、醫療等「保護の方法」は自宅又は何々へ収容若しくは委託等「記入すること」。
  - 二、「摘要」欄には、醫療にあつては治療見込期間（入院の場合は入院豫定日数）助産にあつては分娩豫定日又は分娩日、葬祭費を支給したときはその旨その他保護の變更廢止の理由等を記載すること。
  - 三、必要があるときは別に備考欄を設け保護の成績その他保護上参考となる事項を記入すること。
  - 四、居住地がないか又は明かでない者は、その現在地を「居住地又は現在地」欄に記入し「居住の始期」欄にその旨記入すること。
  - 五、「居住の始期」は同一市町村内における繼續居住の始期を記入すること。
  - 六、「教育」欄には、義務教育を終了したかどうか、中等學校以上の教育を受けたかどうかを記入すること。
  - 七、「職業」欄には、現在の職業を記入し、失業又は無職の場合はその旨記入すること。
  - 八、「備考」欄には保護を受ける世帯における収入が主として何によるかを記入すること。
  - 九、「世帯構成員一人一日當支出額」は一箇月を三十日とし世帯構成總人員を以て算出すること。
- この臺帳は保護に要する費用が市町村の負擔に屬するものと、縣の負擔に屬するものとを區別し編綴すること。

様式第二號の一

醫療券 表 面

昭和 年度		市町村長 日交付		取扱民生委員 氏名印	
番 號 第 號	居 住 地 又 は 時 所	世 帯 主 の 氏 名	世 帯 主 と の 続 柄	生 年 月 日	職 業
世帯種別第 回	自 月 日 至 月 日	醫師、病院又は診療所名			
<p>一、醫療を受ける方の注意事項</p> <p>二、醫療又は診療所へわたして下さい。この券の期限がきれてもまた治らないときは民生委員に申出て又券をもらつて下さい。</p> <p>三、この券は亡したり汚損したりせぬやうに丁寧に取扱つて下さい。若し亡したり直に民生委員に申出で下さい。</p> <p>四、この券は他人に譲つたり使用させてはなりません。</p> <p>五、この券は民生委員の印を捺してないものは使へません。</p>					
<p>記載注意</p> <p>一、本券は所定欄に該當事項を記入の上之を交付すること。</p> <p>二、「回数」欄には同一の傷病に付本人に本券を交付した回数を記入すること。</p> <p>三、「世帯種別」欄には本人の屬する要保護世帯票の種別に依り之を記入すること。</p> <p>四、有効期間は交付の日より三十日間とすること。</p>					

裏面

傷病名	治日 療數	轉 昭 和	全治繼續		※決定點	※審査點	數	點	種別及數量	月	日	入院	自 至	月	日	日間	金額	圓	※審査	金額	圓	※決定	金額	圓
			日	日						月	日													
一、所定事項は正確明瞭に其の都度記入すること 二、毎月の請求書は之を一括して翌月十日迄に知事に提出すること 三、入院、看護又は移送を要するときは届出の手續をとること 四、※は記入せざること										合計金額		圓		※支拂決定金額		圓								
上記の通請求します 昭和 年 月 日 醫師(住所) 齒科醫師(氏名印) (郡) (町) 長 殿																								

様式第二號之二

表面

意注載記	昭 和 年 度	番 號 第 一 號	回 數 第 一 回	世 帯 種 別 第 一 種	保 護 受 け る 者 の 名			現 居 住 地 又 は 地 址	世 帯 主 の 氏 名	世 帯 主 と の 続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	有 効 期 間	藥 劑 師 名	昭 和 年 月 日 交 付	市 町 村 長 印	取 扱 民 生 委 員 氏 名 印	診 斷 し た 醫 師 の 住 所 氏 名 印	藥劑を受ける方の注意事項		
					一、この券は藥局(藥劑師)へわたし てこの券を受け下さい 二、この券の期間がきれてまだ醫 療を續けねばならぬときは民生委員 に出で又券をもらつて下さい 三、この券は失つたり汚損したり ぬやうな場合に直に民生委員に申 出で下さい 四、この券は醫師、民生委員の印の おいては他人に譲つたり使用せ てはなりません 五、この券は他人に譲つたり使用せ てはなりません																	
一、本券は所定欄に該當事項を記入の上之を交付すること 二、一回數欄には同一の傷病に付本人に本券を交付した回数 三、世帯種別欄には本人に屬する要保護世帯票の種別に依り之を記入すること 四、有効期間は交付の日より三十日間とする																						

様式第二號の三

表面

昭 和 年 度	生 活 保 護 法 助 産 券		番 號 第 號 世 帯 種 別 第 種
	昭 和 年 月 日 交 付	市 町 村 長 印	
受 産 婆 氏 名 又 は 受 診 場 所 名		職 業	取 扱 ひ 民 生 委 員 氏 名 印
の 者 を 受 護 保 護 受 け る 者 の 氏 名 ( 世 帯 主 と の 続 柄 )		現 住 地 又 は 在 地	取 扱 ひ 民 生 委 員 氏 名 印
生 年 月 日		年 月 日 ( 當 歳 )	
<p>一、助産を受ける方は必ず此の券を助産婦にわたして下さい</p> <p>二、この券を亡失したり汚損したりせぬやう丁寧に取扱つて下さい、若し亡失したときは直に民生委員に申出で下さい</p> <p>三、この券は他人に譲つたり使用させてはなりません</p> <p>四、この券は民生委員の印をおしてないものは使へません</p>			
<p>注意記載</p> <p>一、本券は所定欄に該當事項を記入の上之を交付すること</p> <p>二、一世帯の種別欄には保護を受ける者の屬する要保護世帯票の種別により之を記入すること</p>			

醫 師 注 意 事 項	處 方 事 項		藥 劑 師 印
	診 断 種 別	用 量 日 分	
<p>一、所定事項は正確明瞭に其の都度記入すること</p> <p>二、毎月の請求書は之を一括して翌月十日迄に知事に提出すること</p> <p>三、※は記入せざること</p>	月 日	月 日	圓
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
	月 日	月 日	
合 計 金 額			圓
※ 支 拂 決 定 金 額			
<p>上記の通請求します</p> <p>昭 和 年 月 日</p> <p>藥劑師 (住所) 氏名印</p> <p>郡 市 町 村 長 殿</p>			

裏面

裏面

施設又は助産婦の注意事項 一、事項には往診、介助、沐浴、處置其他取扱事項を其都度正確明瞭に記入のこと 二、毎月分の請求書は之を一括して翌月十日迄に知事に提出すること 三、入院、看護又は移送を要するときは承認の手續を執ること 四、一、備考欄へは出生児の性別、熟、早、死、流産の別、分娩の難易其他参考となるべき事項を記入すること	月	日	事項	
助産費	居宅		入院	圓
入院	自	月	日	圓
看護	自	月	日	日間
移送	自		至	方法
備考				
合計金額	金			圓
上記の通請求します				
昭和 年 月 日				
助産婦(住所)				
郡市 町村 長 殿				

様式第三號の一

自昭和 年 月 分保護實施狀況報告

市町村名

保護の種類	居宅別宅		世帯數	實人員	延人員	金額	備考
	收容	別宅					
生活扶助	居	宅					
醫療	居	宅					
助産	居	宅					
生業扶助(就勞助成)	居	宅					
生業扶助(技能習得)	居	宅					
葬祭扶助	居	宅					
小計	計						
葬祭費							
合計							

備考

一、この報告は十月報告の場合には自四月分を、四月報告の場合には至三月(一ケ年)分を掲げること。

01088

様式第三號之二

二、「實人員」は各欄とも他の保護との併給の有無に關係なくその總數を掲げ同一人に對し、二種以上の保護をなすものについては、保護の種類欄の順位によつて記載し再掲した分に括弧を附けること。  
 三、金額は葬祭費を除いて計上し四捨五入し圓位にとどめること。

自昭和 年 月 月 分 收容保護狀況報告 市町村名

區分	生活扶助		醫療		助産		生活扶助計		葬祭		現在人員	事務費
	實人員金額	實人員金額	實人員金額	實人員金額	實人員金額	實人員金額	實人員金額	實人員金額	實人員金額			
保護施設	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々
(公)	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々
(私)	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々
(私)	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々
適當な施設												
計												

01089

様式第四號

備考

- 一、この報告は十月報告の場合は自四月分を、四月報告の場合は自三月一ケ年分を掲げること。
- 二、「實人員」は各欄とも他の保護との併給の有無に關係なくその總數を掲げ、同一人に對し二種以上の保護をなしたものは保護の種類欄の順序によつて記載し、再掲した分に括弧を附すること。
- 三、施設が私人の家庭に再委託をしたものについては「實人員」欄に△印を附して再掲すること。
- 四、「金額」欄は事務費を除いたものを掲げ、四捨五入し圓位にとどめること。
- 五、「現在人員」欄には報告期の月末現在人員を掲げること。

自昭和 年 月 月 保護及び葬祭の費用に關する繰替支辨金計算書 市町村名

費目	居宅		居宅		居宅		一人一日又は一回當支出額	繰替支辨金額	備考
	收容	居宅	收容	居宅	收容	居宅			
生活扶助費									
醫療費									
助産費									
計									

01090

葬祭費	計	生業扶助費		葬祭扶助費	
		居宅	技能修得	居宅	技能修得

一金何 程 法第三十五條の充當金(何人分)  
 差引金 何 程 請求額

(備考)

一、「實人員」欄とも他の保護との併給の有無に關係なくその總數を掲げ、同一人に對し二種以上の保護をなしたものは費目の順序により記載し、再掲した分に括弧を附すこと。  
 二、「一人一回」又は一回)當支出額「平均」は「繰替支辨金額」を「延人員」(居宅、助産費、技能修得)を除く。生業扶助費、葬祭扶助費及び葬祭費は實人員)で除いたものを掲記すること。

様式第五號

昭和

年度保護費收支豫定計算書

市町村名

08010

01091

區分	法第二十九條の二の十の負擔縣分	支 出 豫 定 額		收 入 豫 定 額		差引額
		法第三十條の二の十の保護施設の費用(一般保護費)	法第三十條の三の二の十の保護施設の費用(葬祭費)	法第三十條の三の二の十の保護施設の費用(民生事務費)	法第三十條の三の二の十の保護施設の費用(民生事務費)	
市(町村)						
計						

様式第六號

保護施設設置計畫書

事業者名

- (一) 保護施設の名稱及び位置
- (二) 創設、改良、擴張、修理の別及びこれが設置の利用方法
- (三) 工事設計書(計畫圖面仕様書及仕様書)
- (1) 設計圖面は左の種別に従つて作成すること
- (4) 配置圖(縮尺六百分の一、三百分の一、二百分の一又は百分の一)



- (四) 各階平面圖(縮尺百分の一又は五十分の一)
- (イ) 立面圖(縮尺百分の一又は五十分の一)
- (ニ) 構造上必要と認められる部分の平面圖(縮尺二十百分の一又は十分の一)
- (三) 鐵筋混凝土構造にあつては特にその強度計算書を添付すること
- (四) 創設費改良費擴張費修理費及びこれに伴ふ初度調辦費内譯
- (五) 前號の設備に充てるべき寄附金その他の収入内譯
- (六) 私人の設置する保護施設については左の事項を記載したる調書を添付すること

縣補助基本額

設備費總額

設備費に充てるべき寄附金その他の収入額

差引額

利用の程度

圓  
 圓  
 圓  
 圓  
 圓  
 人中  
 人

様式第七號

昭和 年度保護費補助精算書

市町村名

區分	歳出決算額		歳入決算額		差引額	國庫補助額	縣補助額	國庫補助額
	國庫	縣費	國庫	縣費				
第百八十八條第一條								
第百八十八條第二條								
第百八十八條第三條								
第百八十八條第四條								
第百八十八條第五條								
第百八十八條第六條								
第百八十八條第七條								
第百八十八條第八條								
第百八十八條第九條								
第百八十八條第十條								
第百八十八條第十一條								
第百八十八條第十二條								
第百八十八條第十三條								
第百八十八條第十四條								
第百八十八條第十五條								
計								
第百八十八條第十六條								
第百八十八條第十七條								
第百八十八條第十八條								
第百八十八條第十九條								
第百八十八條第二十條								
計								
第百八十八條第二十一條								
第百八十八條第二十二條								
第百八十八條第二十三條								
第百八十八條第二十四條								
第百八十八條第二十五條								
計								
第百八十八條第二十六條								
第百八十八條第二十七條								
第百八十八條第二十八條								
第百八十八條第二十九條								
第百八十八條第三十條								
計								

備考

- 一、「同上に對する國庫(縣費)補助額」はそれ〴〵所定の補助率によつて算出すること。
- 二、「國庫(縣費)補助額に對する交付濟額の過不足」欄の不足額は朱書すること。

様式第八號

保護施設の事務費に對する國庫並に縣補助金基本額算出調書

市町村又は私人名

保護施設の名稱	施設の種類	算總額	人員	延人員	施設の利用状況		國庫(縣)補助基本額内譯	經營主體に於て負擔すべき
					施設の事	法該當然らざる者		
病院	保護施設							
院一般	保護施設							
施設	保護施設							
別	保護施設							
計	保護施設							
事務費	保護施設							
算出	保護施設							
補助	保護施設							
額	保護施設							
の	保護施設							
収入	保護施設							
補助	保護施設							
基本	保護施設							
額	保護施設							



01096

條

◇鳥取縣條例第十七號

昭和十五年鳥取縣條例第六號鳥取縣賦課徵收條例施行規則中次のやうに改める。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣稅賦課徵收條例施行規則中改正條例

第二條第一項縣稅獨立稅中「又ハ第五號様式」を削る

第二十一條中「十圓」を「五十圓」に改める

別表則第五號様式を削る

別表則第十二號様式中藝妓の項を削り左の一項を加へる

電話

加入又は は續續 年月日	所在地	局名 番號	摘費	住所	氏名

別表則第十四號様式を次のやうに改める

昭和二十一年度税則評價額を算定するに關し

市町	村名	前年度 評價額	前年度 賦課率	本年度 評價額	本年度 賦課率

別表則第十九號様式を次のやうに改める  
則第十九號様式

備考	義務消滅 年月日	稅額	臺數	用途	局番號	義務發生 年月日	課稅 加入權稅 目賦課地	義務者 住所氏名

01097

附 則

この規則は昭和二十一年十月一日よりこれを施行する

◇鳥取縣條例第十五號

鳥取縣稅目的稅都市計畫稅賦課率條例中次のやうに改める

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣稅目的稅都市計畫稅賦課率  
條例中改正條例

第一條中「六錢」を「二十五錢」に改める

附 則

この條例は昭和二十一年度分からこれを適用する

◇鳥取縣條例第十六號

鳥取縣縣民稅賦課徵收條例を次のやうに定める。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣縣民稅賦課徵收條例

第一章 賦 課

第一條 縣民稅の納稅地は納稅義務者の住所、居所又  
は縣内における事務所、營業所若しくは家屋敷の所在地と  
する

第二條 次に掲げる者に對しては縣民稅を免除する

一、神社、寺院及び教會

二、所得稅法施行規則第一條第一項に掲げる公共團體  
(地方稅法施行令第三條に掲げる公共團體を除く)

三、民法第三十四條の規定により設立した法人第三條  
市町村は前條に掲げる者の外その條例の定める所  
により特別の事由のある者に對し縣民稅を免除す  
ることが出来る但し第四條に規定する當該市町村  
に對する配當額はこれを減額しない

第四條 縣民稅の賦課總額は六十圓に地方稅法第四十八條  
の二に定める納稅義務者數を乗じた額とする

第五條 縣民稅の配當額は前年度一月一日現在により各市  
町村についてこれを算定し一月末日迄にその配當額を當  
該市町村に告知する

01098

第六條 縣民税の配當額の算定期日後において市町村の廢置分合又は境界變更のあつた場合においては當該市町村に對する縣民税の配當額は知事の定める所によりこれを變更することができる

第七條 各市町村に配當すべき縣民税の賦課額は次の各號に按分した額の合算額とする

- 一、縣民税納稅義務者割 賦課總額の百分の五十
- 二、家屋税割 同 百分の十
- 三、地租割 同 百分の十
- 四、綜合所得税割及び分類所得税中甲種、乙種事業所得税割 同 百分の二十
- 五、市町村税法人營業税附加税の基本となつた本税割 同 百分の十

第八條 前條の規定による縣民税の配當額を當該市町村の納稅義務者數をもつて除した額が縣民税の賦課總額を全納稅義務者數をもつて除した額の一、五倍を超過する市町村についてはその超過額を當該市町村の納稅義務者數を乗じた額を縣民税の配當額より減額する 但し特別の事情のある市町村については縣會の議決を経てその全部

又は一部を減額しないことができる

第九條 前條の規定により減額した額は前條の規定に該當しない市町村に對しその納稅義務者數に按分しこれを再配當する

前條の規定は前項の規定により再配當する場合にこれを準用する

前項の規定により減額した額は殘額を生じなくなる迄前二項の例によりこれを再配當する

第十條 市町村において賦課した縣民税の總額が當該市町村に對する縣民税の配當額を超えてもその百分の百五を超えないときはその賦課額の總額をもつてその配當額とみなす

第十一條 縣民税の配當額は配當標準に異動があつても配當後はこれを改訂しない 但し配當標準に錯誤のあつたときは當該市町村に限り當額の配當率をもつて配當額を改訂することができる

第十二條 第七條の家屋税額、地租額、綜合所得税額及び分類所得税中甲種、乙種事業所得税額は縣民税の算定期

01099

日現在年度分の調定額、市町村税法人營業税附加税の基本となつた本税額は縣民税の配當額の算定期日現在における最近一年間分に相當する調定額による

前項の調定額の算定については賦課することができるものであつて賦課しないものはこれを賦課しないものとみなす

第七條乃至第九條の納稅義務者數は前年度縣民税の賦課期日現在の納稅義務者數より第二條において縣民税を免除する納稅義務者數を控除したものとす

第十三條 縣民税の各納稅義務者に對する賦課額はこの條例及び市町村條例の定める所により市町村長がこれを決定する

第十四條 縣民税の個人に對する賦課額は納稅義務者一人につき二十圓を下ることができない高所得者に對する場合であつても左の金額を超えることはできない

- 所得額 十萬圓未満のもの 千五百圓
- 同 二十萬圓同 二千圓
- 同 三十萬圓同 二千五百圓

同 三十萬圓以上のもの 三千圓

第二章 徵收

第十五條 縣民税の納期は毎年五月二十日より同月末日限りとする 但し特別の事情のある市町村においてはその條例をもつて特例を定めることができる

第十六條 市町村において賦課した縣民税の當該年度における徵收金額が當該市町村に對する縣民税の配當額の百分の九十八を超えるときはその超過分はこれを當該市町村に交付する

第三章 附則

この條例は公布の日からこれを施行する

昭和二十一年度分に限り賦課總額は第四條の規定に拘らず八十圓に地方税法第四十八條の二に定める納稅義務者數を乗じたる額とする

前項の場合においては第十四條に規定する金額はその額に各々六分の八を乗じたる金額とする 但し最低賦課額は之を變更しない

昭和二十一年度分に限り第五條中「前年度一月一日」と

あるのは「昭和二十一年九月一日」に、「一月末日迄」とあるのは「賦課前」に、第十五條中「毎年五月二十日より同月末日限り」とあるのは「市町村の市町村税賦課徴收條例に定むる市町村民税の納期」と読み替へるものとする

鳥取縣條例第十七號

昭和十五年鳥取縣條例第五號鳥取縣稅賦課徵收條例を次のやうに改める。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第四條第二號中「藝妓稅」を削り左の稅目を加へる

- 縣 民 稅
- 立木伐採稅
- 電話加入權稅
- 電 氣 稅

第四條に左の一項を加へる

2、縣民稅ニ關シテハ本條例ニ定メルモノノ外別ニ定

第二章に左の各條を加へる

第四條ノ二 立木伐採稅ハ立木ノ伐採爲ニ對シ其ノ

行爲者ニ之ヲ賦課ス

第四條ノ三 電話加入權稅ハ電話加入權ニ對シ其ノ加

入者ニ之ヲ賦課ス

第四條ノ四 電氣稅ハ電氣使用者ニ對シ之ヲ賦課ス

第五條第一項第七號自動車稅中「納期四月一日 後期

十月一日」を「全期四月一日」に改め「第十二號」を

削り「第十一號」の次に左の各號を加へる

十二、立木伐採稅 伐採爲者ノ日 價格

十三、電話加入權稅 全期四月一日 電話ノ權利數

十四、電 氣 稅 電氣料金ヲ支拂フ 電氣料金

同條第二項中「第十號及第十二號」を「第十號及第十

三號」に改め同條に次の一項を加へる

4、電氣稅ハ電氣料金トシテ電氣事業者ニ支拂フベキ

金額ニ之ヲ課ス 但シ電氣事業者自己發電者ニ對シ

自家用

五人乗迄 一輛ニ付金三百圓

五人乗以上一人ヲ増ス毎ニ金三十圓ヲ加フ

營業用

五 乗迄 一輛ニ付金百五十圓

六人乗以上八人乗迄一輛ニ付金二百五十圓

八人乗以上一人ヲ増ス毎ニ金二十圓ヲ加フ

貨物車

積載量千疋未満一輛ニ付金百五十圓

同 千疋以上一輛ニ付金百八十圓

其 他

一輛ニ付金百五十圓

小型自動車

二 輪 車 一輛ニ付金五十圓

三 輪 車 同 金七十圓

四 輪 車 同 金七十圓

乘用車 一輛ニ付金二百圓

營業用 同 金百圓

テハソノ使用スル電氣ニ對スル通常料金トス

第七條 不動産取得稅、漁業權稅及立木伐採稅ヲ賦課スベ

キ見積價格、漁業權ノ評定賃賃價格又ハ不動産、賣買價

格又ハ時價、漁業權ノ賃賃價格又ハ賣買價格及伐採時ノ

立木價格ニ付各其ノ情況ニ應ジ知事(町村ニ在リテハ地

方事務所長)之ヲ算定ス

第十條 縣稅ハ左ノ賦課率又ハ賦課定額ニ依リテ賦課ス

一、地租附加稅 本稅一圓ニ付金二圓四十錢

二、家屋稅附加稅 同 金二圓四十錢

三、營業稅附加稅 同 金二圓四十錢

四、鑛區稅附加稅 同 金十 錢

五、段 別 稅 土地ノ評定賃賃價格一圓ニ付九錢六厘

六、船 舶 稅

蒸氣船及發動機船 總噸數一噸ニ付金一圓

其 他 同 金七十錢

七、自 動 車 稅

普通自動車

客 車

貨物車 同 金百圓

八、電柱 稅

鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町ノ地域ニアル  
モノ一本ニ付金五圓  
其ノ他ノ地域ニアルモノ一本ニ付金三圓  
鐵柱及コンクリート柱

鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町ノ地域ニアル  
モノ一本ニ付金七圓五十錢

其ノ他ノ地域ニアルモノ一本ニ付金四圓五十錢  
鐵塔及コンクリート塔 一基ニ付金十五圓

九、不動産取得稅 不動産取得價格ノ千分ノ二十五  
十、漁業 權稅

定置漁業 評定賃賃價格ノ百分ノ十五

區劃漁業 漁場面積一アールニ付金四十錢

專用漁業

海面 專用

組合員數五十人迄一權利ニ付金二十圓

五十人以上五十人迄ヲ増ス毎ニ金十五圓ヲ加フ  
河川湖沼專用

組合員數二百人迄一權利ニ付金三十五圓

同 二百人以上二百人迄ヲ増ス毎ニ金二十圓ヲ加フ

特別漁業 評定賃賃價格ノ百分ノ十五

漁業權取得 取引價格ノ千分ノ三十五

十一、狩獵者 稅

狩獵免許一等ノモノ 一免許ニ付 金六十圓

同 二等ノモノ 同 金三十圓

同 三等ノモノ 同 金十五圓

十二、立木伐採稅 伐採立木價格ノ百分ノ一

十三、電話加入權稅 一權利ニ付六十圓

十四、電氣 稅 電氣料金ノ百分ノ七

十五、都市計劃稅營業稅制 別ニ定ムル條例ニ依ル

十六、水利稅地租制 別ニ定ムル條例ニ依ル

第十二條第二號中「及不動産ノ取得」を「電話、電氣及不動産ノ取得」に同條第七號中「三十圓」を「三百圓」に同

00003

條第十五號中「三十圓」を「三百圓」に「五圓」を「五十圓」に改め同條に次の各號を加へる

十七、伐採立木價格三百圓未滿ノモノ

十八、故障其他ノ事由ニ依リ一年以上使用スルコトナキ

電話加入權

第十三條第二號中「藝妓稅」を削り「及漁業權稅」を「漁業權稅及電話加入權稅」に改める

第十六條中第七號及び第十號を次の通り改める

七、自動車稅 全期 四月二十日ヨリ同月末日限

十、電話加入權稅 同 同

第十六條の次に左の一條を加へる

第十六ノ條ニ 電氣稅ハ特別徵收義務者(電氣事業者)

料金領收ノ際之ヲ領收シ翌月十五日迄ニ縣金庫ニ納入

スルモノトス

第十九條第八號中「及藝妓稅」を削り次の各號を加へ「第九號」を「第十二號」に「第十號」を「第十三號」にする

九、立木伐採稅ハ立木ノ所在地

十、電話加入權稅ハ電話ノ所在地

十一、電氣稅ハ電氣ノ消費地  
第十二條に次の但書を加へる

但シ電氣稅ハ第十六條ノ二ノ電氣料金領收書ヲ以テ之ニ替ヘル

第二十八條第一項第一號を次の通り改める

一、徵稅傳令書 一通ニ付金十錢

同條に次の一項を加へる

3 電氣稅ノ徵收金ニ對シテハ徵收金額ノ百分ノ五ヲ特別徵收義務者ニ對シ交付スル

第二十九條に次の一項を加へる

2 電氣稅ノ特別徵收義務者電氣稅ヲ完納セザル者アル

トキハ別記第七號ノ二様式ニ依リ所轄地方事務所長

ニ通知スベシ

第四十九條中「及藝妓稅」を「立木伐採稅及電話加入權稅」に「第二十一號乃至第二十八號様式」を「第二十一號乃至第二十八號ノ二様式」に改める

第五十六條第二項中「二十圓」を「二百圓」に改める

別記様式中「第二十八號様式」を改め「第七號ノ二様式」

及び「第二十八號ノ二様式」を加へる  
第七號ノ二様式  
電氣税滞納報告書

月分	税額	住所	氏名	備考

第二十八號様式

立木伐採ニ關スル届

- 一、立木所在地
- 二、立木ノ種類
- 三、立木ノ石數
- 四、取得時ニ於ケル賣買價格

（特別徴收義務者）  
氏名 宛  
住所 宛  
名 宛

地方事務所長宛

- 五、取得並ニ伐採年月日
- 六、最寄驛迄ノ杆數

右及御届候也

昭和 年 月 日

住所

知 氏 宛

（地方事務所長）

第二十八號ノ二様式

電話加入ニ關スル届

一、局 名

二、電話 番 號

三、加入若クハ繼續 年月 日

四、使用 目的

右及御届候也

昭和 年 月 日

住所

知 氏 宛

（地方事務所長）

附 則

この條例（立木伐採税及電氣税の規定を除く）は昭和二十一年度分から之を適用する 但し電話加入權稅の賦課期日及納期は第五條及第六條の規定に拘らず昭和二十一年度分限り左に依る

賦課期日

納 期

全期十二月一日 十一月二十日より同月末日限り

立木伐採税及電氣税の關係規定に付ては昭和二十一年十月一日より之を施行する

昭和二十一年度分に限り家屋税の賦課率は第十條の規定に拘らず本税一圓に付金三圓八十錢とする

鳥取縣訓令第三十五號

市町村長 民生委員

生活保護事務取扱手續を次のやうに定める

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

生活保護事務取扱手續

第一條 市町村長が保護を行ふ場合は民生委員の提出する保護に關する調査により保護を受ける者の世帯の實情を充分調査したる上保護の種類程度及び方法を定める。

第二條 市町村長は常に保護を受ける者の状況に注意し必要に應じては作業を命じ指示をなし保護の廢止、停止又は變更をすることが出来る。

第三條 市町村長は保護の要否を定め又は保護の廢止、停止若くは變更をなさんとするときは民生委員の意見を徴しなければならぬ。

第四條 民生委員が生活保護法施行令第一條の規定によつて行ふ調査の保護調査票は様式第一號により作成せねばならぬ。

第五條 民生委員は生活保護法施行令第一條の規定によつて保護を受ける者について異動を生じたる場合は必要なる事項に關し直ちに市町村長に意見を具申すべきである。

第六條 保護を受ける者が生活保護法施行規則第八條の規定による保護の申請をする場合には様式第二號によらぬ

ばならない。

第七條 生活保護法第十七條第一項の規定による葬祭を行ふ者が同法施行規則第十三條により葬祭費の支給申請をする場合は様式第三號によらねばならない。

第八條 昭和二十一年十月鳥取縣告示第四〇〇號生活保護法による保護等のために支出する費用の基準第七項による認可申請は様式第四號によらねばならない。

第九條 生活保護法施行令第十一條の規定による移送費の支給を受けようとする場合はその移送をなした責任者は實費計算書を添へ市町村長に請求しなければならぬ。

第十條 保護を受ける者が本縣内にて他の市町村に居住地又は現在地を移動したときは前の居住地又は現在地の市町村長は移動先の市町村長に保護臺帳の謄本を送付しな

ばならない。

第十一條 生活保護法第三十二條乃至第三十四條の規定により保護に要した費用を徴収し又は償還を命ずる場合に於いてはその納付者等の資力及び生計の状態を充分に調査しなければならぬ。

第十二條 生活保護法第三十五條の規定により保護を受けたる者の遺留の物品を賣却する場合に於ては他にその物品に對する所有権者又は先取特権者の有無を調査しなければならぬ。

第十三條 本令は生活保護法施行の日よりこれを施行する。

第十四條 救護事務取扱手續、軍事扶助事務取扱手續、母子保護事務取扱手續、醫療保護事務取扱手續、戰時災害保護事務取扱手續はこれを廢止する。

様式第一號 表 面

第 號	要 保 護 世 帯 票 (調査票)	擔當民生委員
主 帶 世 名 氏	前 本 現 住 所 住 所 地 所	

附 則  
昭 21/10/16  
昭 22/9  
昭 22/12  
昭 26/9

保護を受ける者の及その世帯の状況(世帯主並に家族)

氏 名	世帯主との続柄	年 齡	性 別	職 業	先 業	月 收 入	心 身 状 況	學 歴	居 住 始 期	備 考

家 計 状 態

收 入 (月 額)		支 出 (月 額)	
勤 勞 收 入	仕 送 り	飲 食 物 費	住 居 費
私 人 の 救 助 金 品	合 計	衣 服 費	光 熱 費
合 計	其 他	醫 療 費	教 育 修 養 費
		其 他	合 計
		世 帯 構 成 員 一 日 支 出 額	

住 居 状 況

種 別	種 別	種 別	種 別
住 宅 坪 數	家 屋 状 態	飲 料 水	其 他
室 數	燈 火 數		
疊 數	其 他		
自 家 借 賃	租 稅		
資 産 又 は 負 債	公 課		
耕 作 の 反 別	自 小 作		
其 他	其 他		

保 護 要 求

扶 養 義 務 者 及	氏 名	住 所	續 柄	扶 養 義 務 有 無	備 考



事由			ひきかへ		
保	保護の種類	備考	調査年月日	ひきかへ	関係
	保護の程度			との	
	保護の方法			故	
	保護の開始年月日			者	
護			年月日	現在調査	

(裏面)

訪問年月日	訪問事項	取扱年月日	取扱事項

記載例

(表面)

- 一、番號及擔當民生委員名  
調査順に番號を附し調査者の記名捺印すること。
- 二、世帯主欄  
1 「氏名」必ず世帯主の氏名を記し、戸主と混同しないこと。  
2 「現住所」同居又は間借の場合は何某方と記入すること。  
3 「前住所」必ず調査記入すること。  
3、保護を受ける者及びその世帯員欄  
1 記入の範圍は、現住家族及び非現住家族を含め、非現住家族は備考欄に其の旨記入こと。  
2 「世帯主との續柄」妻、父母、内縁の妻、長男、二男、長女、二女、祖父、祖母等と記入すること。  
3 「年齢」數へ年を記入すること。  
4 「職業及び勤務先」職業は災害等の遇發事情による一時的なものは記入せず、その本職を具体的に記

入のこと。

- (小作農、道路工夫、青物商、小使、日傭等、内職の場合も仕立職、洗濯夫等の呼稱を使用すること)
- 5 収入は各家族別に収入を記入し、尙一時的収入は記入せず本職による月収額を記入すること。
- 6 「心身状況」一時的な状態は記入せず、繼續的に醫療療養となしつゝある場合の病名、或は不具、廢疾等を具体的に記入のこと。
- 7 「居住始期」必ず調査し、正確な年月日を記載し置くこと。
- 8 「學歷經歷」  
(1) 學歷は左の略號により記入のこと。  
文字を知らない者(無) 假名を知る程度の者  
(假名) 初等科中退(尋退) 切等科卒業或は同等以上(尋卒) 高等科中退(高退) 高等科卒業或は同等以上(高卒) 中等學校中退(中退) 中等學校卒業或は同等以上(中卒) 在學中の者(尋一、高一、中一)

00010

高専、大學の場合も以上に準ずる。  
(ロ) 経歴は簡單に記入のこと。

四、家計状態

- 1 調査時の月額収入及支出の合計額を記入すること。
- 2 仕送りは非住家族或は親族等の定額的なものを合算記入のこと。
- 3 救助の金品は扶助金品の定額的なものを合算記入のこと。

五、住居の状況

- 1 「種別」該當事項を○で囲むこと。
- 2 「住宅坪數」延坪數を記入すること。
- 3 「疊數」板間等を含まないこと。
- 4 「衛生状態」
- 「家屋の状态」家居の方向、採光、通風等の概況記入のこと。
- 「灯火數」燭光別灯數記入のこと。
- 飲料水、井水、川水等の區別を記入すること。

六、租税公課 種別によりその金額を記入すること。

七、資産又は負債

- 1 資産動産、不動産に別けて記入のこと。
- 2 負債借金、質借、頼母子講等に種別して記入のこと。

八、保護を要する事由、原因

簡單に事項を類別的に記載すること。

九、耕作の反別

自作、小作に付、その區別毎に田何段畠何段と記載すること。

十、扶養義務者及縁故者との關係

- 1 扶養義務者の扶養義務有無記載により縁故者との區別すること。
- 2 「備考」扶養能力、資産、義務の順位等を記入すること。

十一、保護

- 1 生活保護法による保護の種類、程度、方法、開始及廢止等を記入すること。
- 2 個人に對する保護(療養)の場合は扶助を受ける

00011

者の氏名を記載すること。

十二、備考

- 1 保険等を記載すること。
- 2 生活概況其他世帯に關して参考事項を記入すること。
- 3 其他必要な事項。

十三、調査年月日

調査委員に於て記入し置くこと。

(裏面)

一、保護指導の方針

調査者の意見並に民生委員會に於ける打合事項等を記載すること。

二、訪問年月日、訪問事項

訪問時の状態並に之に對し講じたる措置を記載すること。

三、取扱年月日及取扱事項

保護指導相談等の處置した事項を記載すること。

様式第二號

保護申請書

- 一、保護を受くべき者の氏名、生年月日、職業
- 二、居住地受居住期間(現在地)
- 三、保護を受くべき事由

右生活保護法に依り生活扶助(醫療、助産、生業、葬祭扶助)受けたいので申請致します。

昭和 年 月 日

申請人 住 所

世帯主(本人、何某の母、縁故者) 何某

市町村長宛

備考

- 一、保護を受くべき者居住地を有するときは居住地及居住期間を記載し居住地なきときは又は居住地分明ならざるときは現在地を記載すること。
- 二、保護を受くべき事由は出來得る限り詳細に記載すること。

様式第三號

葬祭費支給申請書

- 一、死亡者の住所氏名
- 二、死亡年月日
- 三、葬祭年月日
- 四、葬祭費の額
- 五、申請人と死亡者との続柄
- 六、葬祭を行ひたる事由

昭和 年 月 日

申請人 住所

氏 名

市町村長宛

備考

本申請書には葬祭費の證憑書を添付すること。

様式第四號

保護費基準超過支出認可申請書

一、基準超過を必要とする特別な事由

右認可を受けたいので申請する

昭和 年 月 日

知事宛 市町村長 閣

備考 本申請書には保護費帳の謄本を添付すること。

**告 示**

鳥取縣告示第四百號

生活保護法による保護等のために支出する費用の基準を次のやうに定める。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬

三

- 一、生活保護法による保護等のために支出する費用の基準
- 一、生活扶助のため支出する費用は左による。
- イ、居住扶助の場合は別表による
- ロ、收容扶助の場合は一人につき別表中の一人の場合の額による
- 二、醫療のため支出する費用は左による。
- イ、保護施設を除くその他のものにあつては昭和二十一年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險及船

員保險ノ療養ニ要スル費用並ニ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法」を準用する 但し算定方法に規定のないものについてはその實費とする

三、助産のため支出する費用は左によること。

イ、保護施設を除くその他のものにあつては一人につき四十圓とする

ロ、保護施設にあつては三十四圓とする

四、看護のため支出する費用は實費とする。

五、生業扶助のため支出する費用は左による。

イ、生業に必要な資金、器具資料の給與又は貸與の場合は一人名につき千圓とする

ロ、生業に必要な技能修得の場合は一人名につき一圓三十五錢とする

六、葬祭扶助のため支出する費用生活保護法第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭のため支出する費用は一件につき二百圓とする。

七、保護を受ける者特別の事由があつて第一項及第三項乃至第六項によりがたい時は市町村長はその都度知事の認可を受けその基準を超えて保護に必要な額を支出することが出来る。

生活扶助費（一日額）基準額表

地域	世帯構成員	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上
市及倉吉町	一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	六人以上一人を増す毎に左の額を加算する
町	一	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	六人以上一人を増す毎に左の額を加算する
村	一	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	六人以上一人を増す毎に左の額を加算する

鳥取縣告示第四百一號

昭和二十一年九月勅令第四百二十六號民生委員令第三條による民生委員の區域の名稱並に民生委員の定数を次のやうに定め、告示の日よりこれを施行する。

昭和二十一年一月鳥取縣告示第十五號「方面ノ名稱及區域並に方面委員ノ定數」はこれを廢止する。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三  
區域の名稱並びに民生委員の定數

民生委員定數

名稱	鳥取市一圓	四
鳥取	鳥取市一圓	四
米子	米子同	五

(岩美郡八四)

倉田	倉田村一圓	六
米里	米里村同	四
津ノ井	津ノ井村同	五
面影	面影村同	四
宇倍野	宇倍野村同	〇
成器	成器村同	五
大茅	大茅村同	四
浦生	浦生村同	五
岩井	岩井町同	五
小田	小田村同	四
本庄	本庄村同	四
東	東村同	四

浦富	浦富町同	五
田後	田後村同	四
網代	網代村同	四
大岩	大岩村同	四
福部	福部村同	六
賀茂	賀茂村一圓	六
國中	國中村同	四
船岡	船岡村同	四
大伊	大伊村同	四
國英	國英村同	五
河原	河原町同	五
八上	八上村同	四
西郷	西郷村同	五
散岐	散岐村同	六
大御門	大御門村同	四
隼	隼村同	四
安部	安部村同	四
八東	八東村同	五

(八頭郡一四三)

五 四 四 四 六 五 四 五 五 四 四 四 六 六 四 四 四 五

(氣高郡一三四)

丹比	丹比村同	六
若櫻	若櫻町同	九
池田	池田村同	五
上私都	上私都村同	六
中私都	中私都村同	六
下私都	下私都村同	五
大	大村同	四
用ヶ瀬	用ヶ瀬町同	四
佐治	佐治村同	〇
社	社村同	五
智頭	智頭町同	一
山郷	山郷村同	八
神戶	神戶村一圓	五
大和	大和村同	四
美穂	美穂村同	六
大正	大正村同	六
東郷	東郷村同	五

明治	明治村同	七
豐實	豐實村同	六
松保	松保村同	五
千代水	千代水村同	五
湖山	湖山村同	七
吉岡	吉岡村同	五
大郷	大郷村同	五
末恒	末恒村同	五
實木	實木村同	六
酒津	酒津村同	四
瑞穂	瑞穂村同	五
鹿野	鹿野町同	五
勝谷	勝谷村同	四
逢坂	逢坂村同	五
小鷲河	小鷲河村同	四
正條	正條村同	五
青谷	青谷町同	七
日置谷	日置谷村同	四

四 七 五 四 五 四 五 五 四 六 五 五 五 七 五 五 六 七

島取縣公報

昭和二十一年十月一日

第三種郵便物認可 四〇

(東伯郡二四三)

旭	三朝	三德	小鹿	花見	東郷松崎	舍人	泊野	宇野	橋津	淺津	長瀬	上井	西郷	勝部	中郷	日置
旭	三朝	三德	小鹿	花見	東郷松崎	舍人	泊野	宇野	橋津	淺津	長瀬	上井	西郷	勝部	中郷	日置
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七	五	五	五	六	七	四	七	四	四	四	五	六	六	五	四	五
浦安	由良	大誠	榮	上北條	中北條	下北條	灘手	社	高城	北谷	山守	南谷	矢送	上小鴨	小鴨	倉吉
浦安	由良	大誠	榮	上北條	中北條	下北條	灘手	社	高城	北谷	山守	南谷	矢送	上小鴨	小鴨	倉吉
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七	六	六	五	五	五	六	四	六	八	六	五	四	四	七	七	五

(西伯郡二一〇)

餘子	上道	境江	外江	渡江	崎津	彦名	上中山	下中山	安田	成美	以西	赤碕	八橋	古布庄	上郷	下郷
餘子	上道	境江	外江	渡江	崎津	彦名	上中山	下中山	安田	成美	以西	赤碕	八橋	古布庄	上郷	下郷
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七	五	一五	六	六	五	五	四	四	四	四	四	八	六	四	四	五
縣大幡	幡郷	五千石	尙德	手間	賀野	東長田	上長田	法勝寺	大國	天津	成實	夜見	富益	和田	大篠津	中濱
縣大幡	幡郷	五千石	尙德	手間	賀野	東長田	上長田	法勝寺	大國	天津	成實	夜見	富益	和田	大篠津	中濱
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五	五	五	五	五	五	三	四	六	四	四	四	五	四	四	四	七

島取縣公報

號

外

昭和二十一年十月一日

(第三種郵便物認可)

四一

